

水道の検針に協力ください

毎月1回、水道を使用する皆さん
の自宅や事務所を検針員が訪問し、
水道メーターの検針を行っています。

検針がスムーズに行われるよう、以下
に協力ください。
各地区を担当する
検針員は次のとおり
です。

問い合わせ先
役場水道課水道係
☎(88)5664[直通]

地区	検針地区	氏名
第12区	田尻・火ノ浦・川床下・川床中・川床上・小坂・牧・市来崎・脇崎・塩追	瀬戸 繁盛
第11区	赤崎・山寺・山中・本町・西・矢堂・官公署	玉置ヨシエ
第10区	野中・菅牟田・上揚・宮ノ浦	山角 耕三
第9区	浦底・福ノ浦・桂代・三船	小田 節子
第8区	伊唐・薄井・白瀬・本浦・葛輪	清 弘子
第7区	片側・御所ノ浦・湯ノ口・幣串	永田 雄一郎
第6区	平尾中南・母良木・藤之元・萩之牟礼	冷水 澄夫
第5区	平尾中南・母良木・藤之元・萩之牟礼	松尾 安
小川 幸治	川内・唐隈・広野・鶴・汐見・馬込	藤川 利栄
第11区	川内・唐隈・広野・鶴・汐見・馬込	大迫由紀子
第9区	口之福浦・茅屋・北方崎・浜漉・犬鹿倉・杉ノ段	指江・城川内

浄化槽の法定検査を受けましょう

浄化槽は私たちの生活から排出された汚水を浄化し、きれいな水にして流すことができる装置です。

浄化槽の使用者は浄化槽の保守点検や清掃とは別に、これ

らが適正に行われており、機能が正常に維持されているかを確認する法定検査が法律で義務付けられています。

保全協会の検査員が行います。このうち、定期検査については4年に一度の基本検査と4年に3回の採水員検査を行います。

検査対象となった浄化槽の使用者には、事前に日程通知がありますので必ず受検しましょう。

検査手数料について(一般家庭5~10人槽)

	合併浄化槽	単独浄化槽
基本検査 (ガイドライン検査)	5,000円	4,000円
採水員検査	3,000円	



法定検査の様子

問い合わせ先
鹿児島県生活排水対策室
☎099(286)3685[直通]

(公財)鹿児島県環境保全協会
☎099(296)9000[直通]